

# 裁 決 書

審査請求人 住所

氏名 様

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成 23 年 6 月 17 日付けで提起のあった春日井市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が平成 23 年 4 月 14 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護変更決定処分（以下「原処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

## 主 文

原処分を取り消します。

## 理 由

### 1 審査請求の趣旨及び理由

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分を取り消し、身体障害者手帳（1 級）の交付を受けた日に遡って障害者加算を支給することを求めるものと解される。

#### (2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであり、請求人は、この点から原処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

請求人は平成 23 年 3 月に身体障害者手帳を春日井市社会福祉事務所の窓口で提示し、障害者加算について翌月の平成 23 年 4 月から支給を受けているが、身体障害者手帳の更新のために住民票の異動手続きを春日井市社会福祉事務所に依頼した経緯があり、春日井市社会福祉事務所は請求人が身体障害者手帳の更新手続きを進めていたことを承知していたにもかかわらず、障害者加算の支給が身体障害者手帳の交付時点に遡及されないことは納得できない。

### 2 処分庁の弁明

#### (1) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、次のとおりであり、処分庁はこの点から原処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきであると主張している。

ア 平成 23 年 3 月 4 日に、請求人から平成 22 年 4 月 1 日付で交付を受けた身体障害者手帳の写し

を受領し、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の 2 級に該当することを確認した。

イ 平成 23 年 4 月 1 日付けで障害者加算の認定を行った。

ウ 生活保護法による加算制度は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補填することを目的として設定されたものであり、加算対象者により高い生活水準を保障しようとするものではないため、既に生活がなされた分についての追加支給は加算の趣旨に反する。

### 3 審査庁の判断

審査請求書、処分庁の弁明書、処分庁から提出された関係書類等の物件から、次のように判断する。

法第 8 条第 1 項及び第 2 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものと」し、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

上記に基づき、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。）が定められ、障害者加算アは障害等級表の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）、及び障害者加算イは障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいるが、障害の原因となった傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）について行うこととされている。

また、障害者加算は、障害を負っているため最低生活を営むのに健常者に比してより多くの費用を必要とする特別需要に着目して基準生活費に上積みをする制度であり、加算を含めて最低生活費として認定するものである。

原処分についてこれを見るに、加算の認定に限らず、最低生活費の認定は、一般に本人の申告、届出が中心となって行われるべきものであるが、平成 23 年 3 月 4 日以前に請求人からの申告があったと認定できる事実は見当たらない。

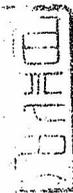
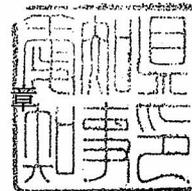
しかしながら、処分庁が請求人に対し、身体障害者手帳や自立支援医療の説明をしていることや、平成 22 年 3 月 3 日付けで「身体障害者手帳更新手続のため」として、請求人に検診を命じ、同月 18 日付け [redacted] の検診書及び身体障害者診断書・意見書の写しを受領していること等から、処分庁は、請求人が平成 22 年 4 月 1 日に身体障害者手帳 (2 級) を取得したことにより、障害者加算を認定すべき事由が生じ、同日から請求人の最低生活費における障害者加算にかかる特別需要が存在していたことを把握しうる状態にあったものと解される。

したがって、平成 23 年 4 月 1 日から障害者加算を認定した原処分は不当である。

よって、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 40 条第 3 項の規定に基づき、主文のとおり裁決します。

平成 23 年 7 月 29 日

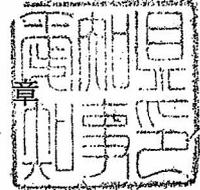
愛知県知事 大村 秀



- 1 この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 1の再審査請求とは別に、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、春日井市を被告として審査請求に係る処分の取消しの訴え又は愛知県（訴訟において愛知県を代表する者は愛知県知事になります。）を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。これらの取消しの訴えは、1の再審査請求による裁決を経ずに提起することができます。
- 3 これは裁決書の謄本です。

平成23年7月29日

愛知県知事 大村 秀



7月29日